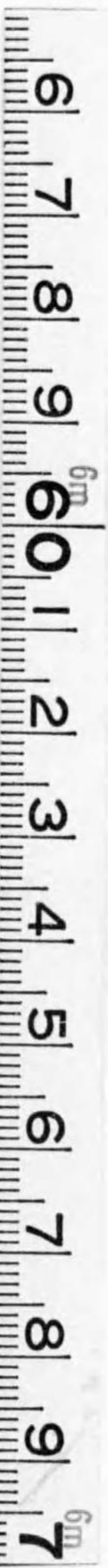


278

函館圖書館叢書 第七篇

教育勅語と「王」  
漢文に現はれたる

附録 日本學制論



始



函館圖書館叢書

第七篇



明治天皇行在所  
(明治四十四年兩館院)

教育勅語と漢文に現はれたる

「王」

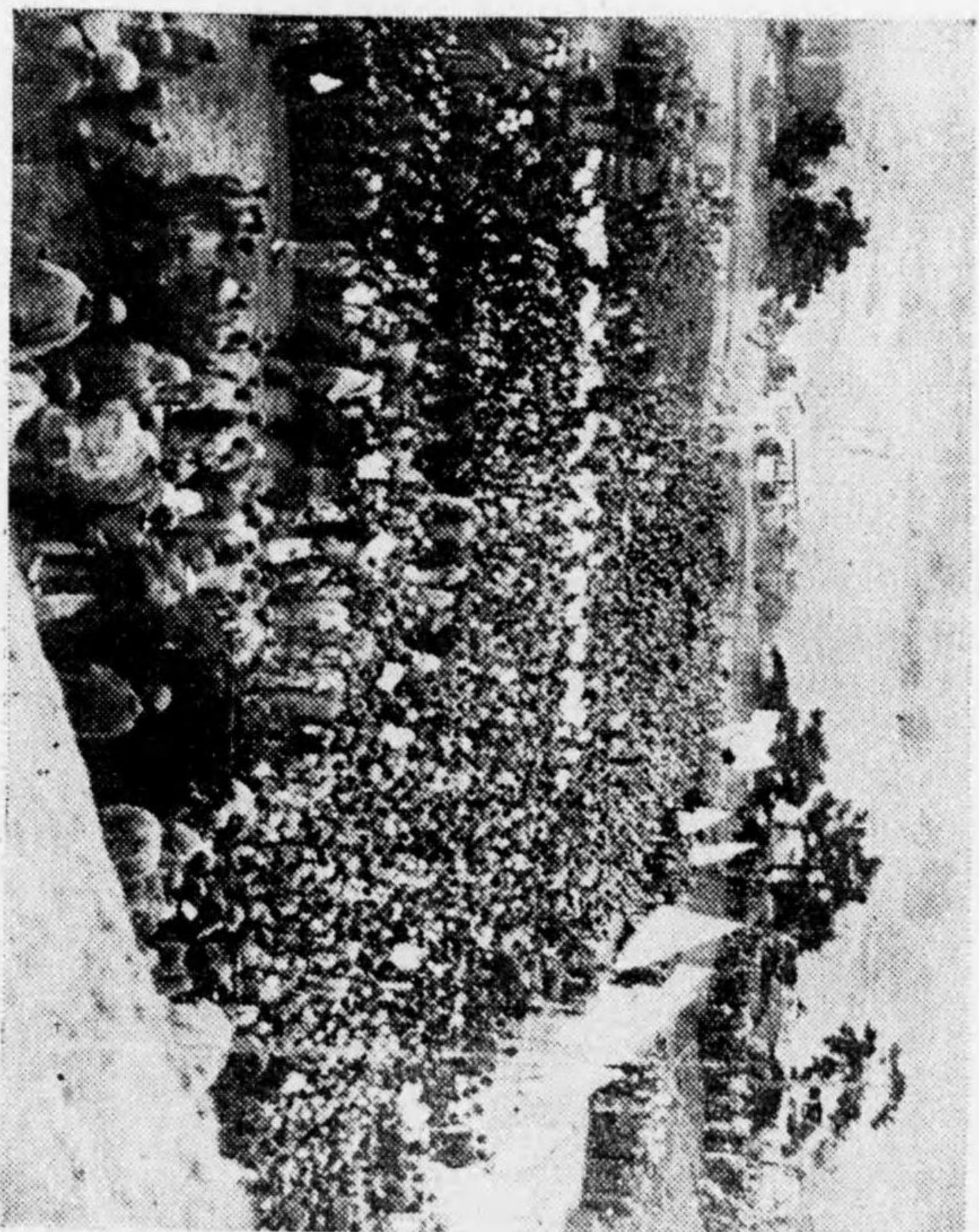
日本學制論

齋藤哲郎

市立函館圖書館







教育勸語奉讀式

明治二十三年十二月五日午前十時於函館公  
園公立學校十八校職員生徒參子偉人參列

278-147

明治大帝の初めて函館に御幸あらせられたのは、明治九年七月十六日で、當時二泊三日の御駐泊は、本道としては、我が函館市民のみが浴するここの出来た、誠に感激すべき特段なる光榮である。超えて十四年の北海道御巡幸に際し、當市は再度龍駕を御迎へ申上ぐるの光耀に恵まれた。即ち大帝は九月六日御駐泊、翌日函館税關埠頭より御上艦御歸洛遊ばされたのである。恰も本年は最初の御幸より五十五年、再度の御駐泊より五十年の思出多き年に當り、殊に畏くも大帝教育勅語御下賜の時より四十年に相當するので。特に本年の圖書館週間を繰上げ、左記の週間行事を以て大帝を記念し奉らむとするものである。

- ◆ 教育資料展覽會 自十月三十日 五日間 於市立函館圖書館
- ◆ カルルス版畫展覽會 自十一月二日 於市立函館圖書館
- ◆ 明治天皇御巡幸記念北海道回顧展覽會 於十一月十日 於井吳服店
- ◆ 圖書館週間子供の日 於十一月二日 午後二時 於函館公會堂
- ◆ 北海道圖書館協議會 於十一月四日 於函館圖書館
- ◆ 北海道圖書館聯盟大會 於十一月五日 於函館圖書館
- ◆ 圖書館週間講演會 於十一月五日 午後六時 於市立函館圖書館

尙ほ此時に當りて函館教育會長其他有志の發意に依り、前彰善館圖書館長にして、現函館慈惠院常

務理事たる齋藤哲郎氏起稿の『教育勅語に現はれたる「王」』及び、舊著『日本學制論』の二小著を再刻して、教育勅語煥發第四十年の日の記念とする議成るを聞及び、其を請受けて茲に本館叢書第七篇としたものが本書である。

昭和五年十月三十日

市立函館圖書館長 岡 田 健 藏



教育勅語と「王」  
漢文に現はれたる

引

齋藤大硯述

予は豫てから「漢文に現はれたる王」に就て、多少の研究を試みたいと想つて居た。蓋し漢文に現はれたところの王なるものは、人間として最上の人格であるに信じたからである。夫れは或は人君として、或は帝王として、教主としてでも、或は武將として、或は親分として、或は一職工として、其の人格なるものは、畢竟王たるに極盡するものではない乎。

斯の題目に直面して之れを考察するに當りて、予は先賢の巨蹤に鑑み、鴻爪の跡を尋ねて、豁然洞開の感に勝へざるものがある。

神武天皇は

正を養ひ、暉を重ねて、多く年所を経たり。ま宣はせられ居るが、如何にも天地蒼旻の前に立たせらるゝ、大御心の程恐察される次第である。

千古萬古の白雪を頂ける、千丈萬丈の富士山は、仰いで以て萬岳の父と稱されて居る。又彼の漂渺たる海洋に對して

老子は 滄海の能く百谷に王たるは之を下せばなりと云つて居る。山嶽にせよ、海洋にせよ、自然

に其の王父たるの素質に何人も考慮を拂ふの必要がある。須らく先づ王心を乗るの用意を忽にする  
こゝは出来ぬ。

尙書に 能く自から師を得るものは王たり、人の己に若くなしと謂ふものは亡ぶ。問を好めば裕に、  
自から用ふれば小なりとあり。

荀子は 人君は禮を尊び、賢を尙ひて、而して王たりと云ひ、

説文に 王は天下の歸往する所なりと云ひ、

荀子は 帝王の徳は天地を以て宗とし、道德を以て主とし、無爲を以て常とす云つて居る。

更らに

尙書に 偏なく黨なく王道蕩々、黨なく偏なく王道平々、反なく側なく王道正直と。又曰く

民の父母ととなり、以て天下の師となる云ひ

莊子は 微の著たるを識るものは強し、民を息めて用を爲すものは覇たり、輕の重たるに明かなる

ものは王たりと、其の機用を示し

枚乗は 吳王を諫むるの書に

舜立雖の地なくして以て天下を有ち、禹十戸の衆なくして以て諸侯に王たり、湯武の地百里にして  
三光の明を絶たす、下百姓の心を傷はさるは王術あるなりと、以て王たるべきの心術如何を捉へん  
として居る。

◇

抑も一人の情は萬人の情である、天地の始は今日是れなり、百王の道は後王是れなりで、故に王者

の法に道り、王者の人と共之を爲せば王たり。覇者の法に道り、覇者の人と共之を爲せば覇たり。  
亡國の法に道り之を爲せば亡ぶ。且つ夫れ國なるものは天下の利用であつて、人主なるものは天下  
の利勢である。道を得て之を持すれば即ち大安なり、大榮なり、積美の源なりと謂つて居る。故に  
國を用ふるもの義立ては王たり、信立ては覇たり、權謀立ては亡ぶ。此の三者は明王の謹むで擇む  
べき所、仁人の務めて白にすべき所である。荀子は又國を用ふるもの百姓の力を得るものは富み、  
百姓の死を得るものは強く、百姓の譽を得るは榮ふ。三者具はれば天下之に歸し、三者亡ふれば天  
下去る。天下之に歸するを王と謂ひ、之を去るを亡と謂ふて居る。所謂百家諸子の説は頗る區々で  
ある。

我が國祖 神武天皇は詔して

恭むて寶位に臨んで以て元々を鎮むへし、上は即ち乾靈國を授くるの徳に答へ、下は即ち皇孫正  
を養ふ心を弘むへし

と宣はせ、崇神天皇の六年、百姓流離して或は叛背するものあり、徳を以て治め難し、是を以て晨  
に興き、夕に惕りて罪を請はれたこゝは、歴史に明かである。又明治天皇は明治元年三月十四日、  
彼の五個條の御誓文を下し更らに御宸翰を發し給ひ、中に

今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其の所を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事、朕  
自から身骨を勞し、心志を苦しめ、艱難の先に立ち、古列聖の盡くさせ給へし蹤を履み、治蹟を  
勤めてこそ、始めて天職を奏して億兆の君たる所に背かざるへし  
とあり。尙書に

今、嗣王新に厥の命に服し、惟れ厥の徳を新にし、始終惟れ一、時乃ち日に新なり  
とあつて。徳惟れ一なれば動いて吉ならざるはなしとあり。明叡は之れ知の徳、溫和は之れ仁の徳、  
剛毅は之れ勇の徳、斷制は之れ義の徳、謙讓は禮の徳、誠實は之れ信の徳、是を稱して仁義禮智信  
の徳と謂ふ。王の全徳なるものは此の五者を玉成するの意である。  
政を爲すに徳を以てすれば、譬へは北辰の其の所に居て、衆星之に拱ふか如し。と孔子は云つて居  
るが、仁徳天皇は

今百姓の貧しきは即ち朕の貧しきなり、民富めば朕富む

と仰ふせられてある。君子仁を體すれば以て人に長たるに足る。之れ元の徳なり、嘉會以て禮に答  
ふるに足る、之れ亨の徳なり。孔子物を利す、之れ利の徳なり。貞固以て事を幹するに足る。

此の四者を兼ねるを王と謂ふと易にある。

斯く考へ來れば、徳あれば王たりである。王は即ち徳である。徳とは何ぞや

抑も帝王の徳は天地を以て宗とす、道徳を以て主とす、無爲を以て常とす、其の生を養ひ生を  
喪ふて憾なきは、王道の始めにして、上三王の道を明かにし、下人事の犯を辨し、嫌疑を別にし、  
是非を照にし、猶豫を定め、善を善とし、惡を惡とし、不肖を賤み、亡國を存し、絶世を繼ぎ、敵  
を補ひ、癘を起つるは王道の大なるものなり、故に形は道にあらされは道は生せず、生徳にあらさ  
れば徳明かならず、孔子は道を行ひ、心に得るある之を徳と謂ふと云つて、先づ倫常を明にし、之  
を心に體得して履踐の妙用靈機を得しめんは庶幾したのである、倫常とは五倫五常である。此の五

倫五常を道と稱し、其の全備の人を王と名け、之を人格の士と謂ふのである。即ち五倫五常は不可  
分であらねはならぬ。五倫とは、君臣義あり、父子親あり、長幼序あり、夫婦別あり、朋友信あり  
の五であり、五常とは仁、義、禮、知、信の五である。

明治二十三年十月三十日煥發せられたる所の、教育勅語は、實に振古未だ曾つてあらざる所の、日  
本國民の型範を示させ給ひ、日本民族の精神を闡明し、名教弊倫の源泉を道破し、禹湯文武周公に  
廻り、之を百世に及むて渝らざるの明鑑を示させられた。源親房卿は其の神皇正統記に慨して曰く  
保元平治よりこのかた天下亂れて武用盛りに、王位軽くなりぬ、未だ太平の世に返へらざるは名  
教の敗れそかし

名教敗れて抑も何の醇風良俗の起るあるへきや、明治天皇の教育勅語の元源を知らんはならぬ、明  
治天皇の大精神と大理想を窺はねはならぬ。待講元田永孚卿は、天皇に進講したる一節に曰く  
君の道を學ぶ、乃ち先覺の 祖宗聖帝と堯舜孔子を師とし、其の時習するや、萬機の前に至るも  
のは、必ず之を心に求め、之を書に釋ね之を古典に質し、之を現今に徴し。孰か理、孰か非、孰  
か公、孰か私、審に問ひ、愼んで思ひ、朝夕忘らす、中夜にして思ひ、日に月に積累習熟の時に  
至つては、天下の道理、陛下の御心に浹洽貫通して、疑ふ所なく、人知らざる所に欣然獨笑し  
て、其の自得愉悅實に言ふへからざるへし、但々其の志學の始め、中正無我にして、篤く聖人を  
信する、應神帝の師を求むる内外の私なく、聖人の道理一に是を信するか如くならざるへからず、  
而して其の時習の際に至て、理未だ明かならざる所あり、氣或は倦む所あり、物欲或は萌す所あ  
りて私心動く時に於ては、即ち克己復禮の力を用る、奮發勇進する後光明帝の性の偏處より、克



ち去り給ふ如きの大勇力を用ゐざるべからず

即ち其の道を履み、其の徳を行ふに當りて、大勇力、大精進を天皇に期待せられたことは、我等の感激に勝へざる所であつて。尋常一様の勞苦を以てしては、教育勅語の精神に入ることには出来ぬのである。元田待講は更らに

今先王の至徳大道を擴張履行せんご欲せは必ず孔子の書に由らざるへからずして。其の書は論語、學、庸、詩、書、易、禮を第一ごす

我が先王の道孔子ご一體にして、斯道に非らされは、宇内決して治まるへからざるを信し、之を以て身を修め、家を齊へ、之を以て我が 皇上陛下に奉し、我邦を始め、天下の人をして皆斯の道に由り、以て其の徳を明かにせしめんご欲し、老頑自から罷むごを知らざるなり。今幸に陛下の昭鑒を蒙り、此の講筵を開らくに遇ふ、乃ち知る 陛下明誠仁勇の徳、爾後日に新に月に盛んに、臣亦親しく拜觀蒙被するごを得、何の幸か之に過きんや。只願くは 陛下躬行實踐、久しく倦むなく、神武 天智の君ご爲りて而後已ん而已。是れ臣か君を尊ひ國を愛するの微忠、今併せて之を 陛下に獻するご如此。臣誠恐倦々の至りに堪へず

ご。之に由りて拜察するも、教育勅語の源元に、孔子及び孔子の書あるは勿論、更らに孔子の理想ごする所の禹湯文武周公のあるごは疑ふへき餘地もないごである。曩きに高等師範學校教授文學博士故林泰輔氏の「周公及其の時代」の著ありて、此の邊に迄研究を進められたるは、後昆の爲めに多ごすへきてあるご信する。

## 考 察

( 一 )

謹みて按するに 明治天皇の御事蹟は、文物制度百般に亘りて赫然燦爛、世界に其の類例を見ざる偉業大策の數多くある中に就て、此の教育勅語程有り難いものはあるまい。天皇は斯の勅語を發せらるゝに臨みて「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス」ご宣はせられ、確然ごして其の所信を披瀝されたものである。即ち此の教育勅語は明治天皇の大信條である。我等は 明治天皇の此の大信條を奉して、克く人たり、克く民たるの決心ご覺悟ごを要する次第である。教育勅語は宗教ではない、哲學でもない。而して日本固有の倫道ごは云ひながら、然かも脱然ごして百世を貫く所の新味がある。今の學者は唯其の淵源の千古萬古に遡るの故を以て、之を古典的に註釋し、之を経學的にのみ結び付けて、別に天皇の大精神、大理想に至る能はざるの結果は、却つて其の正用正機を逸するの嫌がある。一源窮めされは則ち戲論滅せず。毫理盡くさされは至道現はれず。山鹿素行の所謂、神聖は見て而して之を知る。後世之を聞いて之を知る、其の差謬續するごを恐る。其の筆削聖人にあらされは未だ臆説を免かれず、編簡日に盛んに、書を以て學ごなす。聖教漸く隠れ日用大に晦しご云つて居る。今此の教育勅語に對して、肅然ごして考ふへきは、實に此の点であらねはならぬ。教育勅語は太陽の如し。東に出て西に没するは千古渝らす。而かも年に新に、又日々新たである。書に月正元日舜文祖に格るご云へ。堯の攝政するや、終りを文祖に受くご云つて居る。教育勅語の道なるものは最も古くして且最も新たなるものである。故に近來各種の思想の如き

も、此の教育勅語の下、此の熔鑪爐に入れられるに於ては、盡く分解されて其の残滓の如きは毫も意をするに足らぬ。又教育勅語は一面に於て思想の瀛過池である。如何なる主義思想の潮來するも、之を通して遂に淨からざる筈はない。且つ夫れ教育勅語は人情教育である。王道坦々人情に基く、故に此の元源に遡り、之を萬世に通して考察するにあらざれば、勅語の眞髓を得られる筈はない。而して又教育勅語は日本國民の型範である。然かも其の砥礪である。日本國民をして盡く此の型範の下に。砥礪せしめんこの御趣旨である。如何なるか即ち型範であるか、是れ本論の眼目である。

(二)

謹て教育勅語の全文を拜讀するに。其の前段に於ても、中段に於ても、更らに其の後段に於ても「德」なる文字は三つも現はれて居るのである。即ち教育勅語は通篇德を以て一貫して居るを拜察される。

德を樹つるこゝ深厚なり

前段

德器を成就し

中段

威其の德を一にす

後段

既に教育勅語の眼目は「德」にあることは、炳として日星の如くである。然らば其の德は如何に教育勅語の上に表現されてあるか。孔子に隨へは

道を行ひ心に得るある之を德と謂ふ

とあつて。五倫五常の道を行ひ、心に體得して其の妙用靈機の煥發する所、之を人格と謂ふべきである。今此の方則に依りて、教育勅語の主旨を推究するに當りて。不肖は更らに高悠深遠なるに感

激せざるを得ない。考試に之を其の原文に就て稽ふるに

五 克 忠

忠

五 克 孝

孝

倫 兄弟に友

友

倫 夫婦相和

和

倫 朋友相信

信

之を教育勅語の五倫と謂ふ

恭儉己を持し

五 博愛衆に及し

常 學を修め業を習ひ

常 智能を啓發し

之を教育勅語の五常と謂ふ

公益を廣め

五 世務を開き

格 國憲を重し

義 國法に遵ひ

義勇奉公



之を教育勅語の五格と謂ふ  
故に教育勅語の徳たる眼目を達するには、勅語の謂ふ所の、斯の五倫、斯の五常、斯の五格を道として履踐し、之を自得體用するといふことである。而して五倫、五常、五格は全然不可分であつて、之か即ち教育勅語か期する所の日本人たる精神性格であらねはならぬ。之を稱して徳あれば王たり、至上の人格たるを得るのである。教育勅語は七千萬同胞をして盡く王たらしめんを期待せらるゝものご拜察する。

徳——道——五倫——不可分——人——格——王

抑も教育勅語は日本人たる精神性格を陶冶する所の型範である。古より君は儀なり、儀正しければ景正し。君は盤なり、盤圓かなれば水圓かなり。君は孟なり、孟方なれば水方なり。君射れば則ち臣決すといへり。故に型範宜しきを得されば、名劍を得ること出来ぬ。砥礪宜しきを得されば、盤孟を斷つことは出来ぬ。一國は實は型範であつて、能く之か調一せされば、入つては守る能はず、出ては戰ふことは能きぬ。一國は亦砥礪である。禮儀節奏能く倫常の振興を期せねはならぬ。而して五倫は人間の常操、五常は人としての常務、五格は民としての責任、此の三者は不可分であつて、日本國民たるの精神性格としては、其の可分たるを容るされぬ。

(三)

明治天皇の教育勅語は、更らに二つの光彩陸離たる宏謨か煥發されてある。其の一は君臣一道であつて、勅語の常道は

朕、爾臣民と共、

拳々服膺せらるゝことであつて、且

威其の徳を一にせん

ことを期せらるゝの思召である。斯の勅語を通ふして、七千萬同胞に期待せらるゝ所は、五倫、五常、五格の道を行ひ、心に自得して以て徳たるに進み、盡く王たるの心術を庶幾せられたるものご拜察せねはならぬ。即ち君民同徳であることは瞭かである。故に今日の立憲政體の運用に就ても、上御一人の聰明をのみを用ゐ給はず、天下の耳目を用ゐさせられて居る。書に曰く

天の聰明は我が民の聰明を用ゐて聰明なり、天の明畏は我が民の明畏を用ゐて明畏なり

と謂ひ、更らに

四嶽に詢ひ、四門を闢らき、四目を明かにし、四聰に達す

とありて、親から王人としての立場を考慮せられたることは、從來未だ曾て有らざる所の明斷と感激せねはならぬ。

故に形は道にあらされは道生せず。生、徳にあらされは徳明かならず。形を存し、生を窮め徳を立て道明かならされは、王たるに至らぬのである。

(四)

教育勅語の二大特色の他の一として、我等の考察すべきは、日本人たるの人格に男女の性別を設けざることである。勅語の全文を拜誦するに及びて、何等一言も男女を區別し給はざるのみならず、唯一語「夫婦相和し」このみ宣はせられてある。之れ以外に女子の爲めには何等言及されて居らぬ、

即ち此に男女の對等であることは決定された譯である。彼の良妻賢母主義の如き將た亦柔順、犧牲、奉仕等の如きは、夫婦相和の結果に過ぎぬもので、何等問題となるべきものではない。夫婦相和の開始は婚約である。婚約は人格と人格の結合である、故に其の關係は當初より平等であつて、相互人格の尊重である。相互人格の尊重とは即ち長所美點の發見であり、其の愛育である。之れに依りて夫婦百年の生命があるのである。且夫れ夫婦相和するといふことは、相愛するといふことであり、相愛するといふことは相信するといふことであり、相信するといふことは相互に人格を尊重することである以上、男女の同等觀は、明治天皇に於て、照々乎として教育勅語の上に、明證されたものと謂はねはならぬ。教育の方針は勿論政治實業の各方面に亘りて今後婦人女子の活躍すべき機運は全く此に發祥したものと感激せねはならぬ。

## 結 論

一國は型範であり、又砥礪である。故に禮儀節奏にして行はれざる限りは、五倫、五常、五格の道を行ふて其の靈機妙用を發揮することには出來ぬ。夫れ義は路なり、禮は門なり、君子は能く此の道に由りて、此の門を出入するなりと云つて居る。顔子の所謂非禮視る勿れ、非禮聽く勿れといふか如き、曾子は容貌を動かさずは斯に暴慢に遠かる、顔色を正して斯に信に近く、辭氣を出して而して此に鄙俗に遠かると云つて居る。荀子は今人の性、生れなからにして利を好むめり、是に順ふものは爭奪生し、辭讓亡ふ。生れなからにして疾患あり、是に順ふか故に殘賊生して忠信亡ふ。生れなからにして耳目の慾あり、聲色の好あり、是に順ふか故に淫亂生し、而して禮儀文理亡ふと、堯

又舜に問ふて曰く、人情如何、舜對へて曰く、人情甚た美ならず、復た何をか問はんや、妻子具はつて孝親に衰へ、嗜慾得て信、友に衰ひ、爵祿盈ちて忠、君に衰ひ、人の情か人の情か甚た美ならず、又何をか謂はんぞ、天先つ成りて而して後地定る、然るの後神聖此の中に生る。我が國の儀禮なるものは此に肇まる。禮なるものは上下を辨し、以て天下の心を定め、貴賤を分ちて天下の辨用を通するの道である、禮の行はる、や天地の陰陽に本つき、其の自然に因りて今日日用の制を立つ、天下之に襲りて之を行へば則ち終に不奢不險、上君父の尊親を遺れず、下、臣子の分限を超へず、此れより天下の廣き、萬機の衆き、盡く其の禮あらは即ち君臣定り、貴賤位し、小大分を守り、動靜常あるべきである。抑も道德の塗を重れ、博く思ひ、廣く施し、遠く撫し、長く駕するは王者の志である。名を立つるは行の極である。身を修むるは智の符である。施を愛するは仁の端である、予を取るは義の表である、恥を知るは勇の決である、此の五者を兼ねるを王といふのである。法令なるものは治の具、然かも清濁の源を制治するものではない、古の關を爲くるや、將さに其の暴を禦かんし、今の關を爲くる將さに其の暴を作さんし。仁政は必ず經界より始まる、經界正しからされは非地均しからず、穀祿平かならず。仁人は之れ安宅、義人は之れ正路ともいふ。孔子は大人は天に先ちて天違はず、天に後れて天の時を奉すといふ。人事は勿論禽獸草木に至る迄、絶對の自由平等があるべき筈はない、自由の中に差別がある、平等の中に順序はある、禮を以て制せざるへからざる所以である。

近來國際關係の次第近密を加ふるに隨ひ、我が國粹國體を以てして、世界統一の機運に副はずるものがある、而して世界の公同共存の通義に背く論するものがある。然れども現在我等は我等

祖先の光榮を負ひ、其の遺訓に則り我等の市町村に住居して、何時之等も公共共存に支障なきか如くに、我が國の水土萬邦に卓爾として、人物八紘に精秀し、神明の洋々、聖治の綿々、煥乎たる文物、赫乎たる武徳、以て三千年を経たる此の國體を保持して、世界の萬邦も相伍し、其の公共共存に奕々たる生彩を放つて居るではないか、明治天皇の教育勅語は千古を通し、且つ萬世に亘るべき大鑑を下し給へたるものにして、我が國の道さすへきは、教育勅語の道を道さすへきてあつて、勅語の道さすへきは先王の道である。先王の道は今上國を治むるの道であり、日本國民が平常に綱紀を保つ所以の道であらねはならぬのである。世界は共同の通義に依りて整一の機運に裏成さるべきは、理勢の自然である。見よ、太陽は一なり。山川草木其の姿容を異にするも其の山川草木たるは一である。人に黄白の差別ありさしても、其の人なるに於ては一である。書も畫も其の心一である。善を善とし、是を是とするも一である。蓋廣大なる天の攝理も之が表現を期する所の學理學藝の進歩も、無限の發展を致して自づから公共共存の域に達するであらう。即ち之が爲めに大發明、大著述の現はれ來りて、人間行爲の一切を支配するの時代が到着するとしても、我が教育勅語は儼然として其の上に聳へて、聊かも侵かざる、所はない。

立憲政治を以て數の政治なりと解釋し、數の政治なるか故に黨の政治であらねはならぬとするものは、亦隨うて數を以て敗ふる、の政治であることを知らねはならぬ。數の勝敗に由りて行はる、所の政治に、常經定道の行はる、ことを期待し得る譯はない。何故に數の外に理は伴はぬのであるか。數に加ふるに理を以てし、更らに之に加ふるに道を以てせぬ所の政治に、何の光明かありとするのであるか。人は王人である。營に人は徳人たるのみならず、憲法も徳中の憲法であらねはならぬ。

民法も亦徳中の民法であらねはならぬ。徳政なくして何の憲政があり得やう、名教なくして何の教育があり得るか。

抑も數を以て勝敗を決する政治の根本は、唯強弱の岐かる、所に繋がる、古より王者の兵は試みず、仁人の兵は王者の志である。兵の行ふ所は彼の勢利にあらず、彼の變詐にあらず、凡そ用兵攻戰の本は民を一にするにありて、弓矢調はされは亦も微に中たる能はず。六馬和せされは造父も以て遠きを致す能はず。士民親附せされは則ち湯武も、必つ勝つ、この能はず。故に善く民を附するものは、乃ち善く兵を用ふるものである。士を好むものは強、愛せざるものは弱。政令信なれば強、信なければ弱。民齊しければ強、齊しからされは弱。賞重ければ強、輕ければ弱。械用兵事攻完便利なれば強、便利ならされは弱。兵を用ふる重ければ強、輕ければ弱。權一に出つれば強、二なれば弱。是れ強弱の常である。故に兵は和齊に若かず。權謀傾覆は盜兵たるを免かれぬ、盜兵は或は覇たることを得む。然かも王なることは出來ぬ。故に兵に將なるの道、知は疑を棄つるより大なるはなく、行は過なきより大なるはなく、事は悔なきより大なるはなし。將たらんとして其の癡を恐る、勿れ。勝に急にして敗を忘る、勿れ。内威にして外を輕んずる勿れ。殺すべくして不完に處らしむへからず。殺すべくして撃たしむへからず。殺すべくして百姓を欺くへからず。慮は之を申ぬるに敬を以てす。終りを慎むこと始の如く終始一の如し、是れ之を大吉と謂ふ。謀を敬して曠しふする勿れ、事を敬して曠しふする勿れ。敵を敬して曠しうする勿れ、吏を敬して曠しうする勿れ。衆を敬して曠しうする勿れ。而して之に處するに恭謹を以てす、是れ之を天下の將と謂ふ。王者は誅ありて而して戰なし。城守は攻めず。兵革は撃たず。上下相喜び軍を潜めず。衆を留めず。師時を超へず。

亂者も雖其の政を樂しむ。曰く仁義の兵なり。夫れ仁者は人を愛す。人を愛するか故に、人の之を害するを惡む。義は理に循ふ、理に循ふか故に人の之を亂るを惡む。抑も人を兼ぬるの術に三あり、徳を以て人を兼ぬるものは王たり。力を以て人を兼ぬるものは弱し、富を以て人を兼ぬるものは貧なり。王者の師は定むるにあるのである。況むや相闘ふものをや。荀子の所謂闘ふものは其の身を忘るゝものなり。其の親を忘るゝものなり。其の君を忘るゝものなり。大石良雄の子主税、幼少にして後園に大蛇を射る、從風舉つて之を讚稱し、之を父良雄に告げた。良雄は子主税を召し、之を叱して曰く大蛇も雖害心なきものを討つは卑怯である。假令自分を害せんとしても、人間の之を討つは蛇も互角の闘である。勝ちたりて誇るに足らず、又人たるの威徳具はらず、斯くの如きの心底にては、人に長なるこそ思も寄らすとて、勳當を命し僧某に托したこそかあつた。相闘ひ相搏つは互角の資格である、王の道に精進せざるへからざる所以である。

王の用は時である機である、機は幾である。幾は微である。之を至微に發し之を至廣に用ふ、故に君子は其の機を得れば則ち仇讐も變して腹心となる。況むや其の恩をや。其の機を失へは昵近も反りて勁敵となる。況むや其の疏なるものをや。茫茫たる六經は萬機の圃、照々たる前史は萬機の鑑、孔子曰く機を知る夫れ神か。人其の過を見て斯に仁を知る。之に委するに利を以てして其の節を見よ。之に乗するに猝を以てして其の量を見よ。之を伺ふに獨を以てして其の守を見よ。之を懼れしむるに敵を以てして其の氣を見よ。功は人の趨く所、過は人の避くる所、其の趨避する所を審かにして、始めて其の人の眞偽を見るへきてある。人抑も誰か過ちなからん。然れども諫めて従ふものは百に一、説いて従ふものは十に九である。諫法に五ある。理以て諭し、勢以て之を禁し、利以

て之を誘ひ、激以て之を怒らし、隱以て之を諷す。斯くして悟れば則ち明、懼れば則ち恭、奮へば則ち動、立てば則ち勇、容れば則ち寬、此の心術の動く所。始めて親朋に及ぼし。和平を得。公同共存に對するの用意を謂ふへきてある。

荀子曰く、賢を尙ひ、能を使ひ、貴賤を等ふし、親疎を分ち、長幼序あるは是れ先王の道なり。夫れ仁は之を仁するなり。義は之を分つなり、節は此に死生するなり。忠は此に敦慎なるなり。此を兼ぬるを之を徳と謂ふ。即ち能く師を得るものは王たり、人の己に若くなしといふものは亡ぶ。問を好めば則ち裕かに、自から用ふれば則ち小なり。古より國の將さに興らんとするや。必ず師を尊ひ傳を重んず、師を貴ひ傳を重んずれば則ち法度存す。國の將さに衰へんとするや、必ず師を賤しむ傳を輕んず。方今師道の振はざる、夫れ何の兆ぞ。師あれば則ち法あり、人にして師なく法なく、即ちなれば則ち必ずや盜を爲し、勇なれば則ち賊を爲し、能なれば則ち亂を爲す、察なれば則ち怪を爲し、辨なれば則ち誕を爲す。若し夫れ人、師あり法ありて、而して知なれば則ち通し、勇なれば則ち威あり、能なれば則ち成り、察すれば則ち盡くし、辨なれば則ち倫あり。人にして師法あるは人の大寶である、師法なきは人の大殃である。人師法なければ則ち性を隆にし。師法あれば積を隆んにす、而して師法あるものは積に得る所。性に受くる所のものではない。故に曰く聖人なるものは人の積む所なり。書も師である、宜しく師とすへきの書を選まねはならぬ。

齋藤哲郎述

日本學制論

## 日本學制論序

教育は國の本なり、其本を務めずして徒らに其末に拘拘たる者多きは豈に慨嘆に堪ふへけんや。齋藤哲郎君夙に心を教育に用ひ、常に法律教育の必要を説く、嘗て余の門を叩き其説を求む。余乃ち平生信する所を以て之に語けて曰く、國は法を以て立つ、法なければ國に非ざるなり。故に國民は必ず法を守らざるへからず。法を守らんを欲せば必ず法を知らざるへからず、是に於てか國民に法を教ふるの必要生ず。然りも雖も文明の法は其數多く、其條繁し、専門の人も雖も豈に悉く之を知ることを得んや。且法は國の基礎なりも雖も、若し之を害用するときは其弊勝けて言ふへからず。而して害用の弊は動もすれば皮相の知識に職由す、故に各人をして必ず法律なる一科を修めしめんとするは、寧ろ害ありて益なきを恐る、唯中學に於ては最終の一年間に在りて法律の大意を教へ、師範學校に於ても亦必ず之を教へ、小學校に於ては修身の一義として、法律の何物たる國民の遵奉せざるへからざる理を了得せしむることを力むへし。若し君の所謂法律教育にして、此の如しませは、是れ先づ吾心を獲たるものなり。齋藤君大に悦ぶ。

後數旬齋藤君一稿本を齎し、來る題して日本學制論と曰ふ。余に序を徵す、余之を覽るに其細目に至りては、一一贊同の意を表すること能はずも、國民教育の基礎を國法に取れること頗る余か持論と合ふ、是に於てか余欣然として、嘗て君に語けたる所を書し以て與ふ。時に明治二十七年七月。

於洋洋亭

梅謙次郎撰



教育の振はさるは制度の完からざるなり。而して教育制度の不完全なるは、是れ實に天下の公議にして、唯心操上の制裁のみによりて、斯道を保ち之を釐革せんとするは決して能ふべきの業にあらざるなり。

教育統一せざるは、主義の定まらざるなり。教育の國是なきなり。國家の大道なるもの此に於て乎紊る。

各種の學校令なるものは、國家命脈の繋る所。之を單に教育行政の專制するか如きは、斯道の宜しきを得たるものにあらざるなり。

教育の主義にして定らず。故に教育行政か其系統を保持し、機關の敏行を得る能はざるなり。

今の教育は形式教育なり。機械的教育なり。一律の下、其心身を模型に投ず。造人の方故に擧らず。

從來中央集學の爲めに、學生を害へしこと甚た多し。宜しく地方に分學し學里を設け。其氣品を養はしめ、其居常を慎ましむへし。蓋し亦強固なる國家の建造なり。

國の教育を強行するは、小學教育に止るへからず。又學齡兒童のみに限るへきにあらず。汎く公衆教育を施して、國土位置及權利の運川を知らしむへし。講壇改進の要此に於て乎存す。

日本學制論は之れか爲めに主義を立て、其方針を按し。行政に及ぼし。之を形式に之を普及に施すに於て、主として統一強行の方を考へ、兼て獎勵の策を結ぶ。

教育の行く處は、則ち國の目的とする處。宜しく百世に亘り、宇内に通し。此國体によりて、斯道を發揮せざるへからず。余敢て自ら揣らす、身を以て此問題に臨む。卑見甚た世に違ふものあらん。然れども自ら以て教育勅語の大綱を得たりと信するもの。之を提けて謹て大方の批正を仰く。

本書帝國教育の主義に就きては殊に物議の起る所。依りて先達を煩したるもの多し。梅法學博士の其高見を愛まれさりしは、余の深く感謝する所なり。

本書直接間接に斯道の先達に負ふ所、一にして足らず。而して盡く現今の問題ならざるはなし。讀者幸に是正の勞を吝むる勿れ。

明治甲午七月

齋藤哲郎識

# 日本學制論

## 目次

第一章	緒論
第二章	帝國教育
第三章	教育方針
第四章	教育行政
第五章	形式教育
第六章	普及教育
第七章	教育統一
第八章	教育發揮
第九章	教育強行
第十章	結論

# 日本學制論

齋藤哲郎述

## 第一章 緒論

教育は國家の大道にして國脈依りて繋り、國安以て維持すべきなり。國威以て發揚し、國色以て揮暢し、國富此を以て増殖し、國俗此を以て振起し、以て國風を作興するの源泉なり。此故に國の教育なるものは宜しく其國体によりて經成し。其國是によりて、大策を講定するを要するなり。國体とは何ぞや。主權の存在之れなり。我皇垂統、茲に二千六百歲、我皇允に文に、允に武に。立憲の制度此に備り。代議の實此に上る。而して立憲政の創立は舊來の擅制獨裁を排除して以て天下の公を行ふ所以なり。抑も一國の開明進歩なるものは、教育の統一より起る。教育の統一とは教育の方向をして一定の方針を探らしむるを謂ふ。從來教育の制度なるものは、盡く教育行政の專制する所となり。甚たしきに至りては、時の政略として弄はる。而かも政令は社會の下層に至るに従て、常に益誤謬の見辭を逞ふし又理むへからざるに至る。殊に教育の事業なるものは、最も神聖にして悠遠なるものなり。故に若し一旦其國是を謬り、國策たるを得ず。朝令暮改、其政を二三にするか如きあらは、何を以て教育の統一を得、又何を以て國家の大道たるを得る乎。民の業たるのみならんや、實に已れの業務教育は常に國の事業たるのみならず、寧ろ民の業なり。民の業たるのみならんや、實に已れの業務

なり。維新革命の起るや。政府は一時其紛亂を繕ふに汲るし、國民形式の統率を専らにして、未だ如何せば國氣を統一し國風を起揚すへきかに想及はさりしなり。而して民力休養。政弊革新は、今尙國民か頭腦を勞する所なるも、未だ教育の政務に就きて顧みるなく、斯道を敬重する所以を知らざるは之れ余輩の遺憾とする所なり。

教育の統一は國家の精神を統一する所以にして民心の歸向を制するは國本を統一する所以なり。之れ教育の要旨とする所、蓋亦悠遠なりと謂はざるへからず。教育は唯教育するのみを以て其本義を得たりとすへからず。國の教育なるものは其種類を擇み、且特一の目的あるを要するなり。即ち一國の教育には主義なかるへからず。而かも國性的主義なかるへからざるなり。然るに世の所謂主義なるものは、概學理的。解釋的にして牽強以て事の歸着する所を知らず。以て物の本末を明かにする能はざるなり。若し夫れ脆弱之れに依りて百料を経倫し。附會之れに依りて講論するものあらは、之れ寧ろ道を誤るものなり。神聖なる教育豈に徒らに此理法の下に支配せらるゝことを許すへけんや。若し果して策するに此種の言論を以てせんせは、恐らく此國に民を害ふに至らん。政務の

擧らざる教育の振はざる所以蓋此に在る乎。我國教育の統一せざるや久し。此故に教育勅語あり。勅語と宗教とは由來其矩を一にする能はずして、遂に教育宗教の衝突する現象を見るに至る。之を研究するは學者の自由なるも、之を裁せざるは行政其宜しきを得たりとすること能はざるなり。宜なり教育が全般の氣脈を通して上下相系統を保全する能はざることを。

教育。兵役及納税は國民の三大義務なり。而して兵役及納税は憲法の明文に依り、法律の下之れか統一を致せり。今や世の年少は普通教育をさへ、直接間接に外國に受け、其精神を濫にし。紛亂遂に止む所を知らず。而かも法の能く之を制するなし。殊に教育行政が勅令を以て各種の學令を公布し、以て全國民の靈命を決するもの、之れ決して文部行政單獨の爲すへきにあらざるなり。而して小學校令が普通教育を強課しなから、其就學したるもの否らざるものとの間に得表上の權利なし。之れ制度の体を得たるもならんや。

教育の期する所は文明にあり。文明は最大幸福の代表にして、最大幸福は即ち政治の目的なればなり。國の進歩なるものは、教育の統一より來る。統一なきの教育は整頓せる智識秩序及開明を致す能はざるなり。三大自由其軋を一にする能はざるなり。近來豫戒令なるものありて無職を汰す、豈に教育の凶事にあらすや。

教育の執行は、之を策するに二個の方法を以てす。一を構成方法と謂ひ、一を修成方法と謂ふ。構成方法は専ら政治の作用によりて、立法。行政の制度に關し。修成方法は學術によりて、以て其本旨を全ふすことを得へきなり。此故に一旦其制度にして、能く其國体に依り、國是に副ふ能はず、國公を致す能はず、尙其國策たるを得能はずんは、修成方法如何に運用の妙を逞ふせんも、得て爲す能はざるへし。之れ教育制度の理整一日も忽にし能はざる所以なり。而るに世の政論家は、教育を以て行政の末技に屬するものとし。世の教育家は、教場之れ教育の實行なりとし。或者は教育學即ち教育なりと謂ひ、甚しきに至りては小學教育即ち教育なりとし。其制度の如きは、行政吏員の専務にして之に齒せは却て自己の威聖を害するものとし。而して世の國民は、教育は之れ教員の事業なりとして又顧みず。

嗚呼大道又何れの日にか興らん。抑も學を先きにして制之れに従ひたるは古の法なり。制ありて教育の起る之れ今日の方度なり余輩の微憂亦此に在りて存し、日本學制論の起る實に此に出つ。

## 第二章 帝國教育

教育の目的とする所は則ち國の目的とする所なり。而して一國の特立及開明なるものは教育の統一あるに依る教育の統一せざるは教育勅語の解義を二三にすればなり。之れか主義なるもの宜しく百世に亘り中外に省みて國勢進運の嚮ふ所を扶持制せざるへからざるなり。想ふに人文革命、事物の開明進歩なるものは遂に世界一團の下に統一せらるべきなり。何となれば人類なるもの、性質徳義及知識なるものは自ら歸一せらるべく。國は唯其國の特質を保つに過ぎされはなり。既に國勢發達の此の如くならば、教育の方針なるものは此の間に卓立し、之れか勢運を制するの人を造らざるへからざるや亦論を俟たざるなり。從來教育の方針なるものは自主的國民教育の一途に出たりしか、之れ深く以て國の目的に副はざるのみならず。又國家百年の大計にあらざるなり。且夫れ吾人は民として、特有の名譽を保ちて此邦土に食み、萬世一系の天皇を戴き、日東亞細亞の中に卓爾として介在し。特一の歴史を有し。特一の政府の下に、同一の言語を以て同一の風俗を保ち。兼て此人種の主導として對交し。之を制度及精神の上に強行して、帝國の光榮を中外に宣揚し。祖宗の偉業をして、長へに此土に輝かしめ。光輝ある憲法をして、優に此國に臨ましめんことを期するに於て。主として斯道を作興するは、之れ帝國教育の要旨とする所、蓋亦國家の大道なり。抑も一國の特立を保持するものは民なり。一國の文明を致すものは人なり余輩は人を養育せんか爲

めに道德の教育を施し。民を造成するか爲めに法律教育を施さんこと。然れども余輩の所謂道德教育なるもの、既に世の之を唱ふものに違へり。法律の教育豈に世難を免るへけんや。乞ふ爲めに之を辯せん國あれば法あり、以て國の統一を得、以て社會の進運を扶持提擲す。故に國民の責務なるものは唯法之れあるのみ、世或は法を以て我國、固有の良習を懷敗するものこと。道義を侵汚するものこと。而して法は道義を擔保するものにして且之を煥發するの所以なるを知らざるなり。世或は法律を以て、個人主義を顯揚するものこと、倫常を紊るを稱す。之れ未だ人文の發達制度。文物及道德の遂に世界一團の下に統一せられて、唯國、其國の特質特立を保たざるへからざるを知らざるに坐するのみ。法典なるものは、此道に依りて其先機を警告し、且つ之を制裁するものなり。豈に敢て個人主義を顯揚せんことするものこと謂はんや。法は國人生活發達の要件なり。法なくして國一日も成立し能はざるなり。民の生存し能はざるなり。法あるか故に、國の特立、光輝あり、民の安心立命あり。法は政治を支配し、法は經濟を嚴肅にす。世の法を以て異端視するもの、其端を見て其体を謬る勿れ。而して教育の本旨とする所は、即國の目的とする所、蓋亦國家の大道なり。法律教育の要此に於て乎存す。明治二十三年十月三十日 皇上 諭あり。國憲を重し國法に遵ふは教育の須道なるを以てせらる。法律教育の淵源實に此に在りて存すこと謂ふへし。釋して此に至れば法律教育は實に普通教育の一科たるべきこと、亦論を俟たざるなり。然るに現教育の制度なるものは深く之を認めざること共に國人の一に之を異端視せんことするは、余輩の甚だ怪しむ所なり。

之を小學校に於てする、夫れ或は難からん唯之を修身の要とせよ。高等普通教育に於ては宜しく法律の教科書を編纂して、業として之を勵行せざるべからず。

法律教科書編纂の難事たるに共に、之れか施設方法は制度の上に於て殊に慎重を要すべきなり。須らく先づ文部省か法律教育の委員會を組織して、其委員を選任し此事業を擧げしむべし。之れ一日を緩ふせば、國家一日の命脈を短縮するものなり。國の實力及民の生命を壓迫するものなり。今や教育制度の改善稍其歩を進む。文部行政の衝に當るもの、冀くは此議に同せよ。

抑も子孫を養ふて、國脈の繼統を計り。國家は主義を以て之を強行し。國に無智の民なからしむるは、國安を維持する所以にして、此等の機關を湊合統一して放任紛亂の私學校を制裁し、國法を重し、國体を尊重するの人民を育養するは、斯道の發揮すべき干涉の範圍なり。

帝國教育は此の要義によりて、人を養はんか爲に道德教育を爲さんとし、民を造るか爲は法律教育を爲さんとし、兼て生活發達に必要な生産教育を施さんとする國家の事業なり。

既に帝國々育は道德、法律及生産教育を布かん。余輩は斯道の進歩發達して國家の大道を保つに於て主として國家の威權に依らざることを得ず。況んや今日の教育をや。帝國教育は此制度に依りて斯道を擴張するにあるなり。

### 第三章 教育方針

人にして民ならざるものあり。然れども民必ずしも人ならざる可らざるなり。而して人を育養するは道德教育にして、民を造成するは法律教育ならざるべからざるなり。人とは何ぞや、靈性の修養

を得たるものにして、心に一の信向あるものを謂ふなり。之を細言すれば建本的氣魂を養成して、血あり、品行あり、道あり、義あり、愛あり、廉耻あり、情あるものを謂ふ。近來國氣漸く衰ひ、習俗大に紊れ、綱紀張らず、國色揚らず。而して之を振暢すべきの道、未だ備らざるなり。想ふに世の學者先輩なるものは學徒を牽ふるに氣魂を以てせずして、常に英雄豪傑なるもの、舉措効績を以てす。多くの修身倫理書なるものは、千篇一律皆之に倣へり。之れ恐らくは今日世の浮薄輕重を致せるの因に非らざるなき乎。此の故に世の年少は、常に其行爲のみ崇拜し、其事績をのみ喜び、忠孝を見ては直ちに正行の事を成さんとし、重盛の孝事を望ては、馳せて重盛の事を成さん。而して何故に忠孝たり、倭魂たり、愛國たるの精神を辨せざるなり。遂に姦諂便佞事を好み、亂世を喜び効績を誇ひて、効績の試験を爲さんとするに至る。唯吾を養ふなく、心に自信なく、行に自重なし。世道人事、豈に行き易からんや。之れ今の遠く古に及はざる所以なり。加之古は人を望みて其門に集り、今は權利義務の關係を以て其校に就く。古學塾の下大氣旺洋學風と共に高く、風紀門より出て、天下の經倫依りて明かなり。斯道の前途に慮あるもの深く考ふべきの事なり。既に人たり民ならずして可ならんや。民を育養するは法律教育ならざるべからず。余輩か法律教育を謂ふ、當に法典教育をのみに非らずして名を名として之れか分な盡さしめんと欲するにあり。國憲を重し、國法に遵ふは民の分なり。之れ國民の本義なるのみならず、蓋亦天下の名分なり。法律教育の須道實に此に在りて存す。今や普通小學を卒へすして、選舉權を行ひつゝあり。而して就學したるもの否らざるものとの間に毫も得喪上の權利なし、之れ國育の甚た欠くることをする所なり。此權利を扶持し、民意民富を反影活用せしむるは、之れ立憲法治國の要務とする所、兵役、納稅よ

り法令の行く所を知らしめず、民たるの道何れに舉らんことをや。之れに國家の組織、皇室の尊嚴、權科の運用、財産の安固、生命の貴重及其機關の体様を知らしめず。民に於て欠くるの甚しきものなり。宜しく法律の教科書を編纂して普通學科の重要な一に置かざるべからず。既に今の所謂道徳教育の完からざるあり。法律教育豈に忽諸に付すべけんや。法律教育の包容する所、國憲國法の恭順より、忠君愛國の名分に至るまで皆之を含む。忠君愛國なるもの、本來決して道徳教育の範圍にあらざるなり。唯之れ法律教育の光暉たるべきのみ。

人にして民たり、宜しく其氣能を活用するの道を與へざるべからず。余輩は教育を策するに、道徳、教育を以てするに同時に生産教育を以てせんことを、想ふに生活するものは職業を有せざるべからず。職なきは徒食を意味するなり。徒食は遂に懶惰たるを免れず。懶怠に至りては之墮落の運命に陥る。一人之を以てすれば一家の腐敗となり。國家之を以てすれば國家の腐敗となる。近來豫戒令保安條例なるものありて無職を汰す、豈に教育上驚くべきの現象にあらずや。而して其多くは教育あるものにして然り教育は國家の大道たり。其實此の如し、余輩が生産教育を施さんとするは教育と職業と相聯關せしめんことを、即ち學問したるか故に職業を求むるなく。職業を爲さんか爲に學問するに至らしめんことを、之れ又今日の急にあらずや。

#### 第四章 教育行政

教育の主義に就きては國家が無關係なる能はざるなり。假令無關係なる能はすも、而かも全然國家的なる能はざるなり。

教育行政の方針は、一國全般の爲に必要な秩序を保維し、進歩を奨励するにあり。此に依りて警保し、之に依りて運轉す。而して其事務や、報告となり、比較となり、奨励となる、之れ其當務なり。

抑も國家は法を以て、教育を強課するは、國民生活の條件を平等にするものなり。生活條件の平等は則社會等序の運動を自由にするものなり。且や富を成し、榮達を致すは教育あるものに歸着す。教育は良心に責あらしむるもの。蓋國に一定の秩序あらしむるなり。良心に責あるは富ますして能ふべからず。之れ生産教育を施して經濟總般の爲めに政治上の飢饉を救ふの良法にあらずや。近來保安又は豫戒等の法令ありて無職を汰す。之れ教育行政上其道を得ざるの甚しきものにあらずや。教育行政の萎菲振はす。其事業擧らざるは、之れ情弊改革の問題にあらずして寧ろ國家制法上の問題なり。之れを長官の新しきに其釐正を望み、二三の局長屬官を任免して其弊事を矯めんことを、之れ決して能ふべきの業にあらざるなり。唯其心操上の制裁のみに依りて、其道を保たんことを、國法上其宜しきを得たりと謂ふことを得ず。遂には行制の系統依りて以て保全することを希望するに至るべし。余輩は官制に於けるか如く、文部大臣が單純なる行政事務官たらんことを希望す。從來文部大臣なるものは單純なる行政事務官たらして、實に專制なる爲政家なりしなり。凡ての政令は盡く其掌中に出してしにあらすや。此故に各種の學校令及其他の法令は長官の新なると共に新たに或は時の政略として弄はる。教育の動搖して、統一したることを曾てあらざりしなり。教育行政の目的は教育總般の事務を整理し、各部の目的に従ひ、法令を按し、之を執行し政治上又は教育上の責に任せざるべからず。而して大政教育の法按は、未だ曾て議會の協賛を経たることあり。

らざりしなり。議會も亦進むて之れか陪審の道を盡すことを爲さぬ教育前途の爲めに、余輩大に之を憂ふ。之れ遂に屬隸の統率を得ず。敗徳衰操情弊の纏綿し其職を濫にし、公の秘密を保ち能はざるに至る所以なり。豈に行政の体を得たるものならんや。一國の教育なるものは、其國是に副ひ、國公を致す能はされは、以て國本の統一を得へからざるなり。之れ教育の方針は、政治の軌道を離るゝ能はざる所以なり。然らすんは教育の統一なるもの、得て爲すへからざるなり。之れ余輩は今の教育に望むに心操上の釐革をのみに止らず。尙ほ國家分權上の革新を試みんと欲する所以なり。國家的分權上の理由は何そや、文部大臣をして其官制の示すか如く、純一なる行政官として其專屬事務に係事せしむること之れなり。爲政治家として其椅子に臨ましめざるにあるなり。其政略をして自家の掌中に弄はしめざるにあるなり。國家の大綱は、先其立法權の下に信任せられざるへからず。

す

斯の如くにせば始めて今後の教育をして、又昔日の觀なからしむるを得へき乎。抑も帝國議會は國家の重事を協賛する所又國家の生命に關する典章を議定するの權利を國民か認めたるものなり。然らば教育の大綱は國家の大道にして國脈國運の繋る所、宜しく其協賛を得ざるへからず。然らざれば其國政一致すること能はざるへければなり。而して今の之れなきは何そや。然れども議政の結果なるものは往々にして其正悖を得能はざるは決して免るべきの業にあらざるなり。此故に歐米各國皆名譽的行政の諮詢會ありて其專屬事務を審査考定し皆慎重の道を設けざるはあらず。一は以て公正なる輿論を興し、一は以て政海の動搖を防ぐ。之れ教育行政の正平なる道に

あらずや。

視學の制度は教育行政唯一の要務にして教育の改善上進及普及は實に此機關の整否如何にあり。而して専門學上より、學校の教務を監督して、常に教育學上確實なりと知られたる原理の實地に應用せられんことを促し、教員教授の心用を監督し、且學校の内外を巡回考査して、其實績を檢閲し、教員會議を召集し、教育會に參與して、之を匡正諮詢し、以て教育の經道を勵行すへし。教育行政も、政治上の風波を免るゝこと能はざるなり。去れば先つ上下學政會議を組織して、諮詢の事を設け、公論を發揮し、而して之に加ふるに檢閲監督の方を以てせば始めて教育の敏捷なる活用を得へきなり。

智識の傳播國家須用の著作、審査及國民の精神を繼授すへき教科書にして其監督を正しくせず。商賣の爲に傷はれ、其紛雜を見るは余輩道の爲めに大に之を憂ふ。余輩か編輯局を設くるは、制度上、必要の機關なるへしと信するなり。

斯の如く、教育行政の要旨とする所は、常に警保的なるのみならずして、寧ろ獎勵的なるにあり。國家固有の範圍に屬する職掌の施行に止ますして、尙進みて社會其物の爲し能はざる所を助け、獨り法律の執行に止すして、間接に風教上の救援を與へざるへからざるなり。

## 第五章 形式教育

### 其一 普通教育

普通教育は師範學校及中小學教育を總括す。之を稱して系統教育と謂ふ。蓋國家か主義を以て國に

臨む形式及精神上共に干渉して國家か豫て期したる一定の狀況を呈せしめざるへからず。此故に先、之を師範學校に育養し、小學よりして中學に繼次し、以て其目的を貫かざるへからず。以て國家か自らの生存發達に必要な教育を施さるへからざるなり。而して之を強行するに於て、公立私立更に分つ所あらざるべきなり。此に於て乎、就學を國民に強ふるの要あり。即ち或は一定の年限内に就學せしめんとするあり。或は或る程度までの學識を有するに止めんとするなり。我現行法に於ては、滿六歳より十四歳に至るを就學期間とせり。兒童は少くも三個年間、就學するの權利を有し、以て父兄保護者の責任とせり。夫れ此の如く一方に於て就學を強課しなから、此強行を享けたるものと否らざるものとの間に得喪上の權利なし。而して普通教育の目的とする所は、一の國民を造成するにあり。近來政治の運動殊に頻繁なり。目に一丁字なくして選舉權を行ひつゝあり。之れ國民の亡狀にあらずや。依りて想ふ後年尋常小學校を卒業せざるものに對しては、市町村公民たるの權利を與へざるへし。之れ至當の制限にあらずや。

普通教育は國育の初等なり。先づ正確なる人物を育養するを主要とす。然れども人物の品性は古と比して教養の實擧らざるは何ぞや。之れ實に目下の緊急問題なり。古、大は聖堂藩學郷學よりして、小は寺小屋に至るまで士風盛に、綱紀振興せるは決して今の輕柔紊風に比すへかざるなり。古は師を望みて學に赴き、師は氣を以て之を牽え、第二の我を養はんことを努め、訓練したるか故に風手氣性、自む涵養せられ、學派超然として經倫國議自ら明かなり。之を今の教員か雇者被雇者的に儀式上の授業をなし成規により機械的訓練をなして生徒も亦權利義務的に服従す。造人の方今の古に及はざる夫れ此の如し。此の如くにして眞正なる國氣、國色の精華何れの日にも舉らんとするや。余

輩は古の寺小舎を以て、今の小學校に優れるありとするもの豈に故なからんや。

法律的形式上の教育は、常に教育の本領を傷ふのみならず、又大に國色の精華を害ふに至らん。系統教育の主腦たる師範學校にして、國費を以て軍人的機械的の教育を施し、之を中小學校に繼授分播せしむるに至ては余輩造人の方却て或は斯道を傷はんことを思ふ。

抑も今の教育は之を容るゝ能はざる乎。而して學校に於ては徒らに儀式上の教育を主とし規則に拘束せられて正惇徳達の人を待つこと甚だ薄し。力以て教ふるに足らず。量以て總ふに能はず。其出身累々此の如し。夫れ正惇徳達の人物を容るゝは亦經濟を嚴肅にする所以なり。而して其學と術とは他に於て得られ、其管理授業の如きは、畢竟するに自己の才器、如何にあるもの之に向て全く國費を以て支辨するか如きは大いに考料すべきことなりとす。

余輩は自費貸費等を以てしても、却て撰種拔群の人を得んと思ふなり。近來世人か望を師範學校に解き之を非難するは、成績上經濟上共に深く穿つ所あるもの、如し。

中學校は中人以上の子弟に向て高等の普通學を授け、實業に従事し又は高等の教育を修めんとする者に必要な學術を授くる所なり。抑も中人以上の生活及位置を有するものは、後來國家の經緯となりて國の成立に重大なる關係を有す。然れば國家は大いに施設を獎勵して、其盛大をするに於て主として之に干渉せざることを得ず。殊に近來學生の風儀、頗る卑陋、志氣の消耗、頓に甚し。而して志望身体未だ定まらずして早く既に都下に入り。花洒輕卒の風を學び、遂に薄志弱行の徒ごなる中央集學の弊亦大ならずや。之れ大に地方に中學の施設を多くし、尙實業を獎勵し父兄監督の下に心安く就學せしめ惇朴の間に其學ぶ所をして他日に伸へしむ之を現時の急なりとす。



## 其二 専門教育

教育の目的とする所は文明にあり。文明は最大幸福の代表にして、最大幸福は則ち政治の目的なればなり。今や世界混同して、政治上の利害を争ひ、貿易、製造、諸般の經濟を競争するの間に立ちて、自國の成立を保持せんことを欲せば、必ず先我國民の智識をして彼れを拮抗すべきの準備を爲さざるべからず。我が同胞の耳目四肢の働をして、彼れを相對するの要意なかるべからず。十九世紀は智藝競争によりて其國運を決す。専門教育なるものは此必要により、此價值によりて重視せられ、宜しく其國の國質風土山川より地勢歴史慣習に至るまで如何に之を應用すべきかを研究せざるべからざるなり。

専門教育は學なり。學問なるものは必ずしも政治の軌道に供ふべきにあらずして、深厚專修せんことを期すべし。而して専門教育は職業と相關して、殊に國家の重視する所なる。遂に偉大なる發明となり、宏壯なる物産となり、國富國力共に擧るべきなり。余輩は普通初等教育の普及を望みて、更らに専門教育の大に擧らんことを望む。

## 其三 實業教育

實業教育は職業の素地たる技能を精妙ならしむるにあり。實業教育は公衆の福祉を増進するに欠くべからざるものにして、國民教科中最敬重すべきものなり。單に智識及精神上の發揮するのみを以て教育の本領を終れりとするは頗る誤謬の見解たるを免れざるなり。抑も一國の隆盛なるも即ち實業教育の價值ある所以は、智識の整頓して其能力を活用するにあり。即ち實業教育の單に其國教育の整備にあらずして實に其國性位置及國土の活用せらるゝにあり。即ち實業教

育なるものは専門學の練磨より得たる所の能力を以て實業上に應用するにあり。要は唯學問及職業と相連絡するにあるなり。

近來無形學の發達と共に舊時の賤業的陋習は夙に世人の卑む所たりしか。今や此套習を脱却するに至る。而して遊民敗人累々族を成し、射倖の空理を叩きて、事無きに困しむるものあり。遂に生命財産秩序の平安を害するもの、宜しく濟度せざるべからざるなり。此時に當り此教育の擴起するあらは亦以て政治上、職業上の飢饉を療醫すべきの一策たるべき乎。井上文部大臣の實業教育按余輩大に之を贊す。

## 其四 女子教育

女子教育なるものは、決して男女同權的教育にあらざるなり。女子をして優良なる品性を涵養せしめ、貞淑なる美德を備有せしめ、兼て母となりて子女を鞠養するに堪へ、妻となりては夫に順にして之を補成する所以。則ち技能的訓練を得るに於て終る。

女子なるものは、人の母たるべきなり。以て子女を養育せざるべからず。然らば母たるべきものを無學にして、而かも普通學をも授けざるか如きに至りては、自然の繼授たる婦人に向て愚昧を勸むるものなり。之れ教育の本旨にあらざるなり。余輩は女子に向て普通教育せざるべからずとする所以實に此に在りて在存す。

女子性として、子女を教ふるに生る。既に天然の良師にあらずや。女子假令男子を教ふるに適せざるも、女子を教ふるは、女子ならざることを得ず。之れ余輩は女子に向て女子師範教育の止むを得ざる所以なり。而して女子なるものは、性緻密にして、手工殊に精巧なり、生れながら優

淑にして、姿容殊に温雅なり。此良器利用し、此美質を効達して以て技藝の上に應用す。手藝、繪畫、造芝花、刺繡等よりして音楽、裁縫に至るまで、皆其良能を起揚するの良方にあらずや。且や後來我國の女子なるものは密室監禁せられて、絶て此等の技能を以て社會に應用するの機あらざりしなり。而して一家數口、夫の手に依りて衣食せざるへからず。其末思ふへし。若し夫れ婦人にして一藝に通し、一能あらは之れ亦一家の長計にあらずや。尙不同權の積弊を芻減するの良法にあらずや。

婦人の養ふべき行狀は、其力を顯はさんより寧ろ弱かれ。其智を逞ふせんよりは寧ろ愚を守れ。獨立の才識ありて人を凌んよりは、寧ろ妻となり、母となり、友となりて男子を補佐し、殊に婦人の男子と異なる所以即ち人をして敬愛せしむるの心情を生せしむへし。之れ實に一家を組織するの系鎖たるに止まらず、社會を結成せしむるの一大勢力なり。秩序依て興廢し、公德私利依て繋る。故に女子をして無學ならしめ、職業教育をも施さざるに於ては下漸く衰ひ徳又亡ふ。

女子の徳育は其基く所、益遠しと謂はざるへからず。唯婦人として家あるを知り、之に係事すへき慈愛、克己、勞作、恭順、寛裕、忍耐、勉勵、威信、義理、感情等の諸徳をして必ず遂行せしむへき偉靈の血性を養成せしむへし。此等は余輩か此教育に對する卑見の主要なり。

## 第六章 普及教育

### 其一 遊育

人物教養の今の遠く古に及はざる所以のものは、主として遊育の完からざるに因る。古の如く士風

揚り、習俗の暢興したる所以のものは、人を望み徳を望みて其門に集り、之れに従遊し、之れに師事し、舉扶親炙して其氣性の感化を得たる故ならざるへからず。而して之れ唯經史百家の倫理的、政治的なるのみにあらざるなり。風紀門より出て天下の經倫依りて明らかなり。今や則ち然らず。教育なるものは法律上、形式的の訓育を爲し、生徒なるものは雇者被雇者の觀念し權利義務的に思考し、教員は生徒を凌煩し、生員亦之を輕侮し、其情水よりも冷かなり。余輩熟々今日の年少なるものを見るに道義の念漸く廢馳し、綱紀の張らざる實に之れか爲ならざるはあらず。此の如にして内能く氣勢の統一を保ち國色國光何ぞ能く萬國馳聘の衝に當ることを得んや。上に商悠なる勅語あり。然れども煥發透行せされは、恐らくは其光輝を蔽ふの恐れあらん。斯道に當るもの、深く以て念まなすへし。

近來教育の趨向は、法律的權利義務の設備を重んず。然れども教育なるものは、其形式を遂行するのみを以て了れりとする乎。而して之れか主動なる教員校長等の資格なるものは、法律の條件を充たさざるか爲に、其職を執ること能はずとするは之れ器械的技術的の事なり。人物の教養氣品なるもの何ぞ限らんや。否教員の資格なるものは正確なる人物の謂之れなり。而して正確なる人物は亦經濟を嚴肅にする所以なり。余輩は國家の爲に智藝の士を待つに切なるのみならず。氣徳純潔の人を望むこと大なり。教育の要は、實に此道を致すにあるなり。

### 其二 講談改進

一國の文明なるものは、決して初等普通教育の施行を以てのみに興るものにあらずなり。宜しく公衆教育を施し、併せて科學的觀念と専門的智藝を、講談改進の方法によりて普及せしむべきなり。

講談改進は文明の先導にして、又高等教育の普及たり。國上、物産、時候權利の應用を明らかにし以て始めて強盛なる國家の建造を得へし、而して之を實行するに於て、先づ現在の大學通俗講談會を擴張すへし。(其一) 地方有志と聯絡し、若しくは地方の中學校をも利用し、旅行講義を爲すへし。(其二) 講師には獨り大學教授のみならず。大學々生其他特に講師を招きて之れに當らしむへし。(其三)

### 其三 圖書館

圖書館は古今内外の圖書記録を蒐集し、若くは保存し以て公衆の閱覽參上の用に供する所を謂ふ。抑も教育學問なるものは成法上一定の學科を履修するのみを以て仕遂げらるべきものに非らざるなり。形式殊に學校教育のみを以て成効し得べきにあらず、此に於てか、始めて校外公衆教育の要あり。圖書館なるもの則ち其一なり。

圖書館は、一定なる法律上形式的の教育に係事し能はざる者の爲のみならず。其他自己の希望を貫徹するに於て、何人とも雖も各其好む所に従ふことを得るなり。之れ各自の欲する一種の無聲學校と謂ふべく男女老幼各平等の利益を得登に良好の學園にあらずや。

圖書館に於ては一人の財力に應ずる能はざる圖書を展讀し得るに止まず、各其學力に應じて、所見を高くすることを得べく、その學力を進擧し、尙智藝道德に補あるや、又論を俟たざるなり。且各人をして各其好む所を長せしむ、之れ常に公衆の讀書力を獎勵するのみならず。社會をして讀書を嗜好するの美風を養ふ。之れ豈に恭敬すべき國家の事業にあらずや。

### 其四 博物館

教育の事業は報告となり、比較となり、獎勵となる。而して物質的此等の事業は美術館、植物園、動物園、幻燈音樂等の校外教育としては或は研究の材料となり、或は參考の便に其娛樂と利益とを享有するのみならず。實に其國の物産、位置、歴史等の如何に適用せらるべき乎を知るに欠くべからざるなり。此の如く一は開發以て人民の心意を強くし、一は傳記録事若くは其事績によりて其光輝を知り、祖先を知り、兼て文明の進運を扶持するに於て最も必要なる事業なり、且つ夫れ美術技藝の道德に補あるや、國各々其國色及國藝なるものありて其國の人心を支配し、風教を維持し、其國の品位を高め、光輝の發揚を務むるものなり。之れ遂に一國の風土、山川、氣候、地勢、歴史、習慣が國民の心神に影響して、遂に一國の獨立を維持し、國位の尊嚴を保つことを得へし。

### 其五 學士會院

學士會院は學藝の品位を高くし、教化の裨補を計らんか爲に設くる所にして、即ち著して學問上の發明を爲し、及顯著なる成績を遂けたる者を優待し、尙其蘊奥を考究するの便を得せしめ、國民をして、其研究を繼授傳播啓發するの料を興ふる所なり。

抑も學位なるものは、交際上の優待命令の爲にするものにして、全く學理攻究上の功績に依りて定まるものなり。之れ即ち學理の攻究を獎勵し及平易にするものなり。學士會院は學問上の最上至高府なり。以て學藝の司裁たり。燈明臺たり。且斯道の大審院として之を總理し、統一し、若一旦緩急あらは、正しき解釋を與へて國勢の嚮ふ所を制し、以て其實績を報告印行すること之れ其實力なり。往に辭句の解釋を銜ひ、辯舌を弄ふか如きは余輩の大に解する能はざる所なり。

### 其六 學里

學里は學風を發揚し、學生の風氣を興暢するの郷園なり、學里は學生の風儀を振興し、秩序を保維し、以て其平生の品位を高ふするの設備なり。今や學生の一生を膠るものは其居常を濫にするにあり、之れ國家建造の爲めに甚た憂ふべきの現象なり。若夫れ此設備にして備らざりせば、如何に形式の教育を全くす。雖も、造人の方を得たり。謂ふことを得ざるなり。古の所謂大人の學熟なるものは、此組織に相當る。故に習俗、風紀、自ら擧る。今の師範學校なるものは、似て而して非なるものなり。中央集學の弊地方分學の利、余輩詳に之を前章に致せり。而して中學校は最此設備に恰當す。大にしては宜しく學里を設け、小にしては大寄宿所を設け、以て綱紀悖扑の間に陶育の方を全ふすへし。今や世の教育家なるものは形式教育のみ専らにして、此等教導するの法を忽にするか如きは余輩の大に怪む所なり。

## 第七章 教育統一

國育の遂行を期せんには、國育の系統を保持整頓せらるへからず而して國育系統なるものは、國家が主義を以て設備精神に干渉する所のもの、若し夫れ教育にして統一し能はずんば、國民の統一又得へからざるなり。教育は統一あるを以て教育なり。統一なきの教育、豈に國家の生存を克くすることを得んや。余輩は今の教育を謂ふ蓋統一なきを以てなり。教育は國民の義務なり。法律の下、宜しく之れを勵行せざるへからず。而して普通教育なるものは、法令を以て國民に強ふるもの。然るに世間何事ぞ、此義務を終へずして、或は外國に行き、或は異類の教育を受けて、放任紛亂遂に我が國體を國色を害ふに至らん。宜しく之を制せざるへからず。

官制第一條に曰く、文部大臣は教育學問に關する事務を管理す。既に文部大臣は行政事務官なり。獨立して制法の局に當るは、や、妥當を欠く。然るに國家生命安固の繋る各學校令なるものは、悉く其專制する所なり。其更迭ある毎に其方針を更め、遂に一國教育の統一を害ふに至る。之れ余輩に教育に望むに分權的の革新を以てし、法律の下、其方策を明確にして大臣の更まるに共に新に政界の動搖するか故に、其主義を濫にせざらんことを望むものなり。教育宗教の衝突は理學上の議論にして、之を研究するは學者の自由なり、然れども之れか遂行の方を衍らざるは、教育行政の獨り任する所なり。然るに政府は漫然として顧みず。之れ其道を得たるものにあらざるなり。

國史は推理的、經驗的、審美的及倫理的に記述せざるへからず。

然るに國體の精華にして兼て名教を扶持すべきものにして、刑法の原則を相背戻せるものなり。即ち歷史上最も貴重すべきものにして、却て刑法の罪人たるものあり。之れ編纂の體を得たるものにあらざるなり、又國民統御の方を得たるものにあらざるなり。

教育の構成及修成方法は兩ながら相一致し能はされは國氣國俗亦統一し能はざるなり。教育の事業なるものは、唯形式の統一を得るに止まらず。亦精神の統一を得ざるへからざるなり。之れ彼の教員なるもの、精神に干渉し、意に然りて運動し、目的によりて薰育せしめ兼て此目的を達し得べきの能力を有せしめ、之れに待遇及權利を與へ、以て教育の系統を保持せざるへからず。教科書なるものは、教育實行に重要な方法なり。形式教育なるものは一に之れに依りて繼授傳播

せらるべきなり。從て大に其撰擇を慎重せざるべからず。而して之を檢定するは教育行政中至要の事務なり之を輕待するは、國民の生命を輕待するものなり。之を詳定するに於て害なきを探らんよりは、進むて國育の遂行を得べきものを選定せざるべからず。學校の設備は、構成方法の要部なり。校舍の建造、器械の整備等は學校の授業及管理の進行を衍らさらしめ、進て學里を起し、公衆教育を盛にし、學風を暢へ、風紀を張り、大氣旺洋として國氣民俗の擧るあらは、國育の期する所其要を得たりと謂ふべきなり。

## 第八章 教育發揮

### 其一 帝國大學

帝國大學は其令の示す如く國家の須要に應ずる學問技藝を研究する所なり。以て文化を賛け、其進運を扶持し、博學多聞の士、卓越の徒を養成し、大著述大發明を爲し、以て社會の趨勢を先導提擧し、民福を計り、業を起し産を殖すべきの基礎を成さんとするにあり。

大學は國育の一部にして、其方針をして完全に支吾ならしめんには、一國行政の目的と相一致せしめざるべからず、大學は學問上獨立して其事業を自ら處理し、其發動を實行、代表するの機關を供へざるべからず。而して學問の本分なるものは、國土、位置及國色の活用を正しくするにあるなり。去れば大學は其性質として、學問上の獨立を保たざるべからず。蓋學問なるものは學理の外に之を裁するものなればなり。從來や、もすれば政府は之れに干涉し、甚しきは其位官を奪ふに至る。十二三年頃民權自由の盛なりし頃、大學生は政府機關の新聞に助筆すべきことを勧誘せられ、

又外國雇教師某は其卒業式に於て、大學生は宜しく現政府を庇保するの義務ありとの演説を爲したるか如き、又政府が大學後進を依估し、文官試験徴兵猶豫の特權を與へて、承繼其勢力を長からしむるか如きは、却て大學の價値を減する所にして、曲學阿世興らざらんとするも夫れ得へけんや。

### 其二 華族教育

華族教育は光輝ある教育なり。高尚なる教育なり。彼等の未來は明かに皇室の藩屏たるの光譽を有するのみならず。現に彼等は後來國家に盡す所以は、自ら平民と異れり。彼等は運命止其義務を盡すに應分の學力氣膽あるを要するなり。而して彼等を牽ふるに單一なる武事教育を爲さんとするか如きは、又余輩の解し能はざる所なり。彼等は社會の上の富を有せり、且生來の光譽をも有す。之を以て單に武育せんとするは、益封建の風様を再興するものなり。而して己れの品位と祖先を顯彰するに於て自ら立憲的教育を與へざるべからず。且彼等は人民統御の天恵を有す。國利民福なるもの繋りて彼に在り。唯恐る、彼等天然の優良は、克く之を爲すを得るや否や。宜しく民間の精氣を注入し之れか獎磨礪勵の方法を施して民に斯文を求め、斯道の精華を發揚するの方を得ざるべからず。

## 第九章 教育強行

教育は國家の義務なり。此に於てか國育強行の事あり。即ち多數の就學を得るは、其國の盛大を得、且其文明を致す所以なり。然れども之を強課するには、國民經濟の程度に供へざるべからず。殊に小學教育の強行は、私人の財に立ら入らざるべからざるなり。國家は一私人の國家にあらざる共

に、富人の國家にあらず。此故に國の事業として、貧民の子弟な就學せしむるは富人の義務にして又國家の責任なり。然れども小學教育の財源なるものは一は授業料に依り、一は町村税を以て支辨す。然れども授業料は現今に於ては必要なる設備上の財源にして、現に年々二百萬圓の收入あります。而して之れあるが爲に常に就學の徒を減するに至る。以て教育の盛衰にかゝる。既に自由教育の必要あり。自由教育せんまは、國庫支辨實に止むを得ざるなり。此に於て乎國庫補助の議あり。而して之れを以て或は教員の俸給に資せんまするなり。或は教科書貸與の議あり。或は筆墨紙を給せんまするあり。甚しきに至りては、辨當を生徒に給すへし唱ふるものあり、此等の方法中授業料を廢して就學を獎勵し直接に町村の負擔をなし、次第に教科書等に及は、大に斯道の暢興するを得へき乎。

## 第十章 結 論

余輩敢て自ら揣らす、篇を重ねて此に至る、豈に徒に辯を好むものならんや。我が教育の振はさるは蓋天下の公議なり。余輩は天下の公論を發揮するに於て主として平素の狹見を吐くものなり。我國の教育の振はさるは、決して政弊革新の問題にあらずして、實に建本的改革を爲さるへから

ざるなり。教育の事業なるものは文部大臣單獨の事務にあらずるなり。然るに從來教育が行政の政略視せられ、彼の學令なるもの、如きは、國家命運の繋る所、然るに政府は往々名を教育に藉りて、その政略を爲さんます。教育は政治の軌道を離るゝ能はず。然れども政略之を許すへからざるなり。教育は國民の事業なり。須らく分權的改革を加へさるへからず。以て初めて教育の統一を得へきなり。

既に法制の統一を得は、之れか修成方法を施さるへからず。而して主として道德、法律及生産の三大教育を施さんまするは蓋彼の教育勅語に因りてなり。而して三大教育は帝國議會の協賛によりて日本帝國の國育たるへきなり。國育の系統は、教育學問を包容す、之を以て形式教育を施し之を以し普及教育を行ふ。從來教育なるものは形式教育のみによりて、仕遂けられたりま雖も、斯道の期する所は、人たるの能力を民たるの資格を育成するものあり。人物の養成は形式教育の甚た難しとする所、之れ余輩特に思を勞する所なり。

國育は國民をして普通小學教育を強課せんま欲するに止まらず。而かも高等教育の普及を計らんか爲に講談改進の方を設けて、全國民をして、國土、國色權利の活用を敏捷にし、兼て一國の出來事に向て、之を査定せんか爲に正しき解釋を與ふるは、之れ國家の須用なり。而して之を發揮するは大學及華族教育にして、之を論するは、官立たるま、私立たるまに因りて分つ所あらざるへきなり。私立學校の撲滅策を講して陰に已れに結び官に依らしめ政界の爲に馳驅せらるゝは之れ余輩の恨むる所なり。之を強行するに於て授業なくして自由に貧民の爲に就學するの便を得せしめ教育勅語の影に浴せしむるは、之れ現今の急須にあらずや。

然れども授業料なるものは、設備の計營上必要なる財源なるのみならず、又父兄をして教育上の監督を得せしむるの要科たり。而して余輩は中央集學の弊を想ひて、地方に分學し、嘗に中學校のみならず、工科大学を西京に、農科大学を北海道に移して、其研究に便せしめ、尙ほ地方人をして業務教育の嗜好を奨励するもの、其利實に少小ならざるへし。殊に余輩は生産教育に恭敬を置くは、蓋職業と相關接せるを以てなり。人にして職なきは、没落の運命を有するもの、近來豫戒令なるものありて無職を汰す。豈に教育上の凶事にあらずや。

教育は重要な政務の一なり。而して國民は未だ此問題に就きて余念なきなり。之れ余輩の甚た憂ふる所なるのみならず、此觀念の普及する否によりて國運亦決すべきなり。教育は國の事業なるのみならず、寧ろ民の業なり、民の業なるのみならんや、實に已れの業務なり。代議制下の民たるもの、宜しく立憲の大義により、建國の精神に鑑みて教育は國の義務たる所以を知れ。

## 日本學制論 (完)

### 跋

本年不肖還曆に際し、平素親交ある諸君は恰かも教育勅語煥發四十年に相當するの故を以て、小見教育勅語に現はれたる「王」に加ふるに、明治二十七年に出版したる「日本學制論」を再刊するの議成りて、一切の事岡田函館圖書館長に一任せられた。不肖は其の盛意に感謝せざるを得ぬ次第である。蓋し日本學制論は二十四歳の青年が求職の爲め多少の抱負を述べたもので、今更慚愧に堪へぬ、恐縮千萬、未だ乳臭を脱せない、恥かしいものである。

今此の書の再刊に臨みて、此を發意せられたる函館教育會長齋藤與一郎君、函館新聞社長谷川淑夫君、函館圖書館長岡田健藏君、函館貿易語學校長加藤長藏君、今上陛下に御進講の榮ある宮崎大四郎君、函館市の公職に在る泉泰三君、ドクトル菊地洲二君、武富平作君、龜井喜一郎君、函館在郷軍人副分會長大坪孝一君、現在函館の實業界に活躍する西村彦次郎君、若松小學校長高等官待遇の佐藤市作君、米國法學士武富安雄君等に深甚の敬意を表するに共に、恩師梅法學博士の溫容を想ふに勝へない。

昭和五年十月三十日

教育勅語煥發四十年記念

著者謹識

278  
147

昭和五年十一月三十日印刷  
昭和五年十一月五日發行  
(函館圖書館叢書  
第七編)

編輯者兼  
發行所  
函館市青柳町三十一番地  
岡田健藏

印刷人  
函館市西川町十一番地  
花岡新太郎

印刷所  
函館市西川町六十一番地  
花岡印刷所



終

